令和５年度　頭髪・服装規定

１ 頭髪の規定

①加工の禁止

例 パーマ、アイロンでの加工、染色、エクステンション等

②特異な髪型の禁止（学校生活にふさわしいものとする）

例）剃り込み、編み込み、過度な刈り上げ、整髪料の使用等

＜過度な刈り上げの例＞

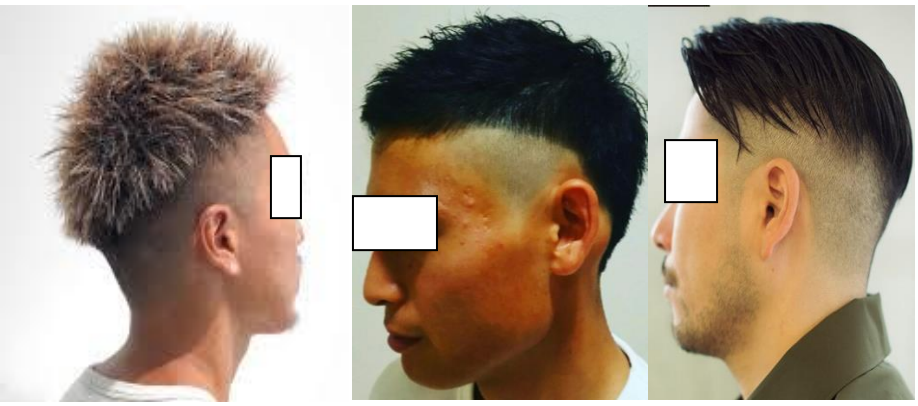

③ 前 髪→眉毛を超えない。

④ 横 髪→耳にかからない、もみあげは耳たぶを越えない。

⑤ 後 髪→襟にかからない（生え際から指2本分を目安とする）、前から見えない。

女子向け 横 髪・後 髪→肩にかかる場合は束ねる。（後ろだけで結ぶ。前から見えない。）

⑥ 髪止め・ゴム→色は黒・紺・茶。

※ 上記の頭髪規定に対して配慮を要する場合は、保護者を含めて協議し、個別に対応する。

２ 履物規定

履物は原則として白・黒色を基調とした靴とし、サンダルの使用は認めない。

上履きは学年別に定められたものを使用し、必ず記名すること。

３ 服装規定

制服は本校指定のものを着用する。（制服の改造は禁止）

＊ジャケット（エンジ）、パンツ（グレー）、シャツ（正装ホワイト）、ネクタイ（エンジ）

＊指定セーター（ホワイト・グレー）

（１）正装時

正装は、必ずジャケットとネクタイを着用する。長袖指定シャツは白色とし、指定セーターを着用しても良い。夏の正装は、半袖指定シャツを白色とする。学校で正装と指定する式典（入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式）は必ず正装とする。

（2）通常時

正装を基本とするが、シャツ色の選択とネクタイの脱着が選択できる。

長袖指定シャツは、ピンク・イエロー色を希望購入として選択できる。半袖指定シャツはネイビー・ブルー色を希望購入として選択する。ネクタイの装着については、自由とするが、装着する場合は正しく装着する。

（3）冬・夏の服装期間 ＜本校では移行期間を設けてはいないが基準を示す例として＞

① ジャケット着用期間は、11 月から 4 月までを基本とする。

② 夏の服装（半袖指定シャツ）期間は、7 月から 8 月までを基本とする。

③ 衣替えは、本校指定の制服の組み合わせ、気候に合わせた服装とする。

（4） スラックスパンツ・スカート

スラックスパンツについては、かかとを踏まない長さとする。スカート丈は膝にかかる程度とする。

（5）ベルト

スラックスパンツを選択した場合は、必ず装着し、黒・紺・茶の無地とする。

（6）ソックス

色については白・黒・紺・グレーの無地もしくはワンポイントのものとする。冬期のみ黒・ベージュのストッキング・タイツ可とする。

（7）インナー

華美な色・柄物は禁止とする。また、制服からはみ出ない形状とする。

（8）防寒具

① 防寒着は華美でないものとし、登下校にふさわしいものとする。

② 防寒具の着用は、11月から3月までを原則とする。

③ マフラーは長いもの、派手なものは禁止する。

④ 校内において、帽子・コート・マフラー・手袋などは着用禁止とする。

（9）禁止事項

アクセサリー、化粧、身体への健康被害を及ぼすもの。その他学校に不必要なもの。

4 通学バックは、本校指定のものとする。バックに入らない場合は、サブバックを使用することが出来る。
運動部活動については、申請があれば生徒指導課で検討する。

5 規定以外の制服（履物も含む）を着用する場合は、所定の異装許可願を提出すること。

6 頭髪・服装規定については、生徒指導課会議、校則検討委員会で協議し、職員会議で決定する。